

近年、少子高齢化社会の進展やストレス社会の広がりの中で、障がい者数は年々増加し、また、核家族化や介護する家族の高齢化などによる「家族介護力」の低下や「親亡き後」の問題は深刻なものとなるなど、社会的支援の必要性が高まっています。

国におきましては、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てされることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら 共生する社会の実現に向け、平成28年に障害者差別解消法が施行されました。また、あらゆる場で誰もが活躍できる、



全員参加型の社会を目指す「ニッポンー億総活躍プラン」を受け、就労と生活に対する支援 の充実や障がい児支援の多様なニーズへの対応を図る「障害者総合支援法」及び「児童福祉 法」の改正がなされ平成30年から施行されることとなっています。

本市におきましても、「第4期生駒市障がい者福祉計画」に基づき、障がいの有無に関わらず誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい者の「親亡き後」の問題に対応するための「地域生活支援拠点の整備」や、グループホームの設置促進のための支援、障がい者理解のための「あいサポーター」の養成や「ヘルプカード」の配布、地域での安心した暮らしのための「権利擁護支援センター」の設置、生駒山麓公園など市所有施設における障がい者就労に対する支援、ハード面におきましては、市内の生涯学習施設や公園施設など公共施設のバリアフリー化など様々な取り組みを進めてまいりました。

このたび策定した「第5期生駒市障がい者福祉計画」では、第4期計画の考え方を継承しつつ、更なる共生社会の実現に向けた新たな取り組みを盛り込んでおります。

今後とも、市民や関係機関の皆様との連携・協働のもと、本計画を障がい者福祉施策の柱として「市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒」を目指した取り組みを推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、熱心にご協議いただきました生駒市障がい 者地域自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントなどにより貴重な ご意見をお寄せいただきました市民の皆様、また、本計画作成に携わりご尽力いただきまし た全ての皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

生駒市長 小紫 雅史

目次

第1部 計画の基本的事項	p1
第1章 計画策定に当たって	p2
1. 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p2
2. 計画の根拠と位置付け	p2
3. 計画の期間	р3
第2章 計画策定の経緯	р4
第3章 計画の理念	р5
1. 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く	р5
2. 健康で生きがいのある暮らしを実践する	р5
3. 地域において支え合う社会を築く・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p6
第4章 基本的方針	p7
1. 生涯を通じて健康であるために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p7
2. 安心して暮らし続けるために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p7
3. やさしい心のまちづくりのために	р7
4. 生きがいに満ちた生活のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	р7
第5章 重点課題	p8
1. 地域が一体となって支える体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p8
2. 健康づくりと保健・医療・福祉の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p8
3. 個人の尊厳の保持と総合的な支援サービスの提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p9
4. 共に理解し、共に生きる社会づくり	p9
5. 生きがいある生活と社会参加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p9
第6章 生駒市の障がい者の状況	p10
1. 人口と世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p10
2. 障がい者の状況	p12

第2部 障がい者福祉計画	p15
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充	医実 …p16
1. 保健・医療サービス等の充実	p16
2. 早期療育・教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p20
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	p25
1. 生活支援にかかるサービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p25
2. 相談支援の充実	p41
3. 生活環境の充実	p43
第3章 障がい者理解と権利擁護	p45
1. 啓発・交流による障がい者理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p45
2. 権利擁護に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p48
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	p50
1. 社会参加への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p50
2. 就労支援の充実	p51
第5章 計画の推進体制と進行管理	p55
1. 計画の推進体制	p55
2. 計画の進行管理	p55
資料編	
資料1.障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査(概要版)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p58
資料2. 生駒市障がい者地域自立支援協議会委員名簿	p70
資料3.第5期生駒市障がい者福祉計画策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p71
資料4. 生駒市障がい者地域自立支援協議会開催要網	p72

第1部 計画の基本的事項

1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

少子高齢化社会の進展やストレス社会の広がりの中で、障がい者の数は年々増加しているとともに、障がいの重度・重複化といった状況がみられます。また、障がい者及び障がい児(以下、「障がい者」という。)の介護をする家族の高齢化が一段と進んでおり、「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなっています。さらに、人口減少社会を迎え、事故や病気による中途障がい者の雇用継続や社会復帰の重要性がこれまで以上に高まっています。

このような中、障がい者本人のみならず、家族からの障がい者支援策の拡充に対する期待はますます高まっており、誰もが住み慣れた地域で社会と関わりながら、安心した生活を継続できる仕組みづくりが重要な課題となっています。

そのため可能な限り、全ての障がい者が身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること及び障がい者等にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものが除去されることが必要となります。

また、「市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒」を目指すためにも、「自助」、「共助」、「公助」の考え方が根付く取組が一層求められます。

これらのことを踏まえ、①人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く ②健康で生きがいのある暮らしを実践する ③地域において支え合う社会を築く という3つの理念に基づき、第5期「生駒市障がい者福祉計画」を策定します。

保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図るとともに、障がい者の地域福祉の現状とニーズの把握を行い、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取組を進めていきます。

2 計画の根拠と位置付け

計画については、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する『市町村障害者計画』、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。) 第 88 条第 1 項に規定する『市町村障害福祉計画』及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する『障害児福祉計画』として一体的に策定しています。

本計画は平成27年度から平成29年度を計画期間とした本計画の前の計画である第4期「障がい者福祉計画」に続くもので、上位計画である「生駒市総合計画」や本市における保健・医療・福祉に関する事項を定めた他の関連計画、障がい者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちつつ、障がい者福祉施策を推進するための基本的な指針としても位置付けています。

3 計画の期間

第5期「生駒市障がい者福祉計画」の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

ただし、障害者総合支援法には、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及 び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ず ることが必要であるとされています。

そのため、目標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。なお、中間評価の際には、生駒市障がい者地域自立支援協議会(以下、「自立支援協議会」という。)の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

第2章 計画策定の経緯

わが国の障がい者施策は、昭和 56 年の「国際障害者年」を端緒として、平成7年に「障害者プラン~ノーマライゼーション7か年戦略~」、平成 14 年に「新障害者基本計画」が 策定されました。

平成 15 年の「支援費制度」の導入により、障がい者の生活支援に向けた施策の一層の推進が図られ、平成 18 年には、障がい者の自立を支援する観点から、「障害者自立支援法」が施行され、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等を共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが始まりました。

その後、様々な緊急措置等を重ね、平成25年4月の法改正により改題された「障害者総合支援法」に基づき各種の支援事業を推進しています。さらに、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指す「ニッポンー億総活躍プラン」を受け、就労と生活に対する支援の充実や障がい児支援の多様なニーズへの対応を図る「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正がなされ、平成30年度から施行される予定です。

また、平成 18 年 12 月には、「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択(平成 26 年 1 月批准)され、条約の締結に向けた国内法の整備が必要となる中、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を尊重されるものであるとの理念に基づき、平成 23 年 7 月に「障害者基本法」が改正され、平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、平成 25 年 6 月に障害者基本法第 4 条を具現化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成 28 年 4 月から施行されました。

本市においては、平成 15 年 3 月に「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、その後、3 年ごとに見直し策定を行っています。平成 28 年の障害者差別解消法の施行に加え、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正される状況の下、円滑なサービス利用を通じて障がい見を含む障がい者の自立や社会参加を促進するため、第 5 期「生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。

第3章 計画の理念

生駒市総合計画では、まちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、次のとおり基本理念が定められています。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2)自助、共助、公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず、「自助」(自分自身が行う)、次に「共助」(周囲や地域が協力する)、そして「公助」(行政が支援し、補完する)という考え方を基本とします。

(3) 持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化等、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

これらの基本理念を受け、本市で生活する全ての市民や事業者、関係機関等の理解と協力を得ながら、「市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒」の実現に向けて、第5期計画においては、次のとおり基本理念を定めます。

1 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く

障がい者が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指します。就学、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の人生の節目を見据えた継続的支援の取組を、保健・医療・福祉・教育・就労の各分野間で連携しながら進めます。

2 健康で生きがいのある暮らしを実践する

障がい者が心身共にいつまでも健康で豊かな生活を送ることができるよう、保健・医療・教育と連携した福祉サービスの充実を目指します。

障がい者が、その意欲と能力と適性に応じた多様な働き方ができるよう、就労支援の充実を図ります。また、文化・スポーツ活動を通じた多様なコミュニケーションや自己表現により、いつでも生きがいや希望を持って社会参加を図ることができる環境整備を目指します。

3 地域において支え合う社会を築く

障がい者が、住み慣れた地域において、それぞれの状態やニーズに合ったサービスを適切 に効果的に受けられるような地域密着型の福祉を重視します。そのために生活支援センター や地域活動支援センター等の地域に密着したサービス拠点や、サービス事業者等の関係機関、 福祉ボランティア等と連携し、様々な支援をきめ細かに提供できるシステムを確立します。 特に、障がい者の自立した生活を重視し、住み慣れた地域において、個々のケースに応じ た適切なサポートケアを提供できるよう地域生活支援拠点事業の円滑な運営を図ります。 また、全ての市民が福祉の向上に対する自覚を持ち、豊かな心で、障がい者や子ども、高

齢者等、支援を必要とする人も一緒に支えあう、差別やバリアのないまちづくりを進めます。

1 生涯を通じて健康であるために

障がい者に係る保健・医療サービスとして、障がい等の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から中高年齢に至るまでの各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。

また、地域の医療機関と密接に連携を図りながら、障がいの種類や程度に対応した適切な医療サービスの充実を図ります。

2 安心して暮らし続けるために

全ての人が、可能な限り住み慣れた地域や環境で自立した生活を送ることができるよう、 疾病や事故等により心身の機能に障がいが生じた場合でも、本人の生活能力を高めるための リハビリテーション等を重視するとともに、適切な保健・医療・福祉サービスの供給に努め ます。

また、福祉サービス利用者がサービス提供者と直接契約を行い、自己選択・自己決定によって必要なサービスを利用する際に、利用者にとってサービスが偏ったり不足することのないようにサービス供給体制を整備するとともに、人間としての尊厳を重視した地域ケア体制の構築に努めます。

3 やさしい心のまちづくりのために

市民が互いに助け合い、共に生きる心を持ち、障がい者、子どもや高齢者等に配慮したやさしいまちづくりを推進します。家庭、学校、職場や地域社会においても、障がいに対する正しい理解と認識を深め、障がい者へちょっとした配慮や手助けができるよう普及啓発の取組を積極的に進めます。また、全ての地域住民が共に支え合う地域社会を築き上げるため、福祉ボランティア等の育成・支援に努めます。

4 生きがいに満ちた生活のために

障がい者の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために、就労支援事業所の設置や就労体験の提供、優先調達等を通じ、個人の意欲、能力や適性に応じた就労を確保できるよう積極的な支援に取り組みます。

また、文化・スポーツ活動等の多様なコミュニケーションや自己表現の機会を設け、社会 参加の促進に努めていきます。さらに、障がいの種類や程度に応じた適切な療育・教育の充 実に努めます。

1 地域が一体となって支える体制の整備

本市では、今後も年々、高齢者人口の増加が予測されています。また、高齢化や長寿化に伴い、障がい者(手帳所持者)数は年々増加しています。加えて、核家族化や介護する家族の高齢化等による「家族介護力」の低下により、障がい者にとって「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなり、社会的支援の必要性が高まっていると考えられます。

こうしたことを背景に、福祉施策に要する費用は増加の一途をたどる一方で、その財源と なる市税及び地方交付金等は伸び悩んでいる現状にあります。

今後ますます多様化し、増大する福祉ニーズに対応していくためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、市民の相互支援、ボランティア活動が機能している地域福祉を実現することが重要になります。「自助」、「共助」、「公助」の考え方が根付き、地域住民が一体となり「助け合える」、「話し合える」、「分かち合える」地域社会を構築することが望まれます。

特に近年、障がい者への虐待防止や災害時の要援護者支援の必要性が高まる中、地域の見守りや支え合いを通じた地域ケア体制の整備が求められています。

また、地域で安心して暮らせる環境を整備し、親元からの自立を希望する者に対する支援 等を進めるために、相談やサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の 体制づくりをさらに推進する必要があります。

2 健康づくりと保健・医療・福祉の連携

健康づくりについては、子どものころから規則正しい生活習慣を身につけるとともに、疾 病予防や障がいが重度・重複化することへの予防に積極的に取り組むことが第一に重要です。

そのため、身近な場所で自分に合った健康づくりが実践できるよう、学習や運動の機会の 提供、総合的な保健・医療サービスの充実等、多様な健康支援サービスの整備及び市民への 情報提供が必要です。これらの環境整備においては、関係機関との連携、健康づくりに関す る市民グループ等とのネットワークづくりが求められています。

中でも心の病気については、社会的な偏見や正しい理解の不足もあり早期受診につながり にくい現状があります。そのため心の健康についての啓発が欠かせません。

今後は特に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要から、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者等と連携を行い、支援体制を構築していくことが必要です。

3 個人の尊厳の保持と総合的な支援サービスの提供

生活支援サービスを提供するに当たっては、サービス利用者の人間としての尊厳と意思を 尊重することが大切です。

障害福祉サービスは、契約によって主体的にサービスを選択することができることから、利用者とサービス提供者との対等な関係を保持することが重要です。利用者の権利が侵害され不利益を被ることのないように、成年後見制度の利用支援等の権利擁護に向けたサポート体制を充実させることも必要です。

サービス利用希望者が、できる限り住み慣れた環境で生活を送ることを基本に、それぞれの生活スタイルやニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるよう、人材を育成するとともに、機関連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等を行うことで各種のサービスの質的向上を図ります。

また、障害福祉サービスの充実だけでなく、家族への支援や保健・医療・福祉が連携した サービス提供体制の整備、障がいの早期発見から療育・教育に至るまで切れ目のない支援が 必要なため、障がい者がそれぞれのライフステージに応じたサービスが受けられるよう、総 合的な施策推進やそのための体制整備を図ります。

4 共に理解し、共に生きる社会づくり

障がいがある人もない人も、子どもや高齢者も共に生きる社会づくりが求められています。 障がい者の社会参加を推進するためには、市民一人ひとりが障がい者に対する「心の壁(バリア)」を取り除くことや、様々な障がいの特性やそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくことが大切です。

また、障がい者の自立性や主体性を育むためには、幼少期から「共に学び、共に育つ」環境が重要です。障がい者の保育や教育において、個々の成長段階に応じた療育や、障がいの状態や個々の能力・適性、家庭環境等に応じたきめ細かな教育プログラム等、子どもの将来の自立に向けた、切れ目のない分野横断的な支援が必要です。

5 生きがいある生活と社会参加

障がい者が就労の機会を得ることは、社会の構成員の一員として社会参加し、生きがいを 見出す上で大切なことです。働く意欲を持つ障がい者の能力や適性に応じた就労の機会や場 を確保するとともに、相談支援等の充実を図ることが必要です。

また、同じ障がいや悩み等を抱え、同じ立場にある障がい当事者同士が、互いの体験・経験を基に語り合い、問題の解決に向けてサポートを行う相互支援の取組(ピアサポート)も必要です。

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、これらの取組の充実を図り、一般就労への移行等、就労機会の拡大に努めます。また、文化・スポーツ活動を通じた多様なコミュニケーションや自己表現により、いつでも生きがいや希望を持って社会参加を図ることができる環境整備を目指します。